

徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第四十号

徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改める。

- 一 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第十号）第六条第二項ただし書
- 二 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）第十四条第二項ただし書

附則

この条例は、公布の日から施行する。